

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は11人中10名です。定足数に達しております。第19回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
11番委員、12番委員 にお願ひします。
次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第91号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第91号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番
新規就農のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人がおり、農作業歴は10年で、年間従事予定日数は120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の移住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,259㎡です。権利取得後は、イチジク、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番
譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人ですが、別居の姉、妹夫婦等、親族の手伝いを予定しています。本人の農作業歴は40年、年間従事予定日数は180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で20分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は14,888㎡です。権利取得後は、栗、金柑、梨の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番
譲受人の新規就農ため、売買により所有権移転をするものです。
農業従事者は、本人・祖父・祖母・父・母がおり、農作業歴は1年・40年・40年・20年・20年であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は713.33㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番
譲受人の新規就農ため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人がおり、農作業歴は皆0年で、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は45.26㎡です。権利取得後は、花類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号5番 譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴共に2年、年間従事予定日数は共に180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で30分、移住予定地からから自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,460.00㎡です。権利取得後は、オリーブの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号6番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・子がおり、農作業歴は本人及び妻は41年、子15年、年間従事予定日数は本人及び妻は150日、子は90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1～2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,708㎡です。権利取得後は、山菜（タラ）、夏秋野菜、花木、筍、香花、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号7番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・妻の父がおり、農作業歴は本人10年、妻1年、妻の父0年、年間従事予定日数は本人と妻が350日、妻の父が30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,503㎡です。権利取得後は、密（しきみ）、香花、榊（さかき）、ヒシヤシヤキの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号8番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は7年・1年、年間従事予定日数は200日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は892㎡です。権利取得後は、なす、トマト、ピーマン、柚子等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 以上、申請番号1番から8番について、許可することを原案といたします。 第91号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	移住予定地からという方が、4名いましたが、空き家を購入したときに農地もついてきたということでしょうか。また、外国の方は国籍も取得されているのでしょうか。
事務局	申請番号1番は、古民家とセットです。申請番号5番は移住予定地の隣接地です。申請番号7番は古民家セットで購入されるということです。国籍はオーストラリアの方で妻は日本の方です。配偶者ビザを取得しています。 申請番号8番は、国籍はチェコの方です。在住権利は許可をもらっています。3年で、更新される予定です。妻は日本の方です。子供がおり、購入される農地の隣に住んでいら

	っしゃるが、子供の検診の関係で住民票を移していないですが、検診終了後速やかに移動されるとのことで、日本語も堪能です。
議長	それでは、採決を取りたいと思います。第 8 6 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 9 2 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 9 2 号議案について説明させていただきます。議案書 5 ページをご覧ください。転用 1 件です。議案書 6 ページをご覧ください。 番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地を進入路用地として転用するものです。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。 「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第 9 2 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	発言もないようですので採決を取りたいと思います。 第 9 2 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 9 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 9 3 号議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。 所有権移転 5 件、使用貸借権設定 1 件の計 6 件です。 議案書 8 ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接し、一団となる農地の規模が 1 0ha 未満に属する農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、あぜ板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号2番。売買により、住宅敷地へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第3種農地②「駅から300m以内にある農地」と判断しました。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金でまかなう計画で、融資について調整中であると金融機関担当者の押印がなされた書類が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であることから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号3番。売買により、進入路へ転用するものです。農地法の許可を得ずに進入路として利用していたことから、始末書が添付されております。

農地区分は、区分表の第2種農地③判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号4番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、区分表の第3種農地②「駅から300m以内にある農地」と判断しました。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、あぜ板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらはノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号5番。売買により、駐車場として転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で預金通帳の写しが添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、素掘り側溝を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号6番。使用貸借権設定により、住宅敷地へ転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で賄う計画で融資について金融機関と調整中であることがわかる書面が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であることから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、第93号議案6件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議案の説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第 9 3 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 9 4 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 9 4 号議案について説明させていただきます。議案書 1 0 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。賃借権による権利の設定 1 件です。議案書 1 1 ページをご覧ください。 申請番号 1 番 この案件は、昨年 9 月頃に農林業公社しんしろにて契約更新の進めていたところ、所有者が死亡していることが判明し所有者不明農地制度を活用して貸し付けを行うものです。所有者探索範囲内の親族の相続放棄が確認され、昨年 1 1 月に所有者不明農地の公示をしたものの、所有者の相続人が判明できなかったため、機構が知事へ認可申請を行い 4 月に法務局での供託の処理が完了したことから、貸し付けが可能となりました。作手菅沼 地内の 田 3 筆の賃貸借権を、記載のとおり引き続き■■■■氏に設定し、牧草の作付けをします。 また設定後の耕作者について、農業従事者は 2 名おり、農業従事日数は 3 0 0 日であり、農作業に必要な農機具を所有しています。 以上、番号 1 番につきましては農用地利用集積等促進計画の内容及び、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 9 4 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 なお令和 7 年 4 月から農業経営基盤促進法の改正により、中間管理機構（農林業公社しんしろ）での農地の貸し借りに一本化されました。権利の設定につきましては、3 ～ 4 か月ほど時間がかかりますので 余裕をもってご相談いただきますようお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 9 4 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。

事務局	(議案書のとおり説明)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第１９回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後３時００分議長は本会の閉会を宣した。